

お客様各位

七島信用組合

登録番号 T1010005014927

当組合のインボイス制度への対応について

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されますが、当組合は適格請求書発行事業者として登録を受けており、お客様からお支払い頂いた各種手数料の消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当組合のインボイス発行はお取引形態により以下のとおりとなりますので、ご案内致します。

1. 窓口でお支払い頂く各種手数料(振込手数料、代金取立手数料、手形・小切手帳発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など)はインボイスに対応した手数料受取書等を交付します。
2. 複写の振込依頼書でお手続きされる振込手数料は、不足するインボイス要件を当組合側で補記した振込金受取書を交付します。現在使用している振込金受取書をインボイス対応した書式への変更も準備しております。
3. インターネットバンキングおよびビジネスインターネットバンキングでお手続きされた各種手数料(振込手数料、企業別口座振替手数料など)は、所定の申込書にてお客様がご希望された出力期間に応じてインボイス(通知書)を発行します。
4. 定額自動送金にかかる振込手数料は、定額自動送金依頼書において不足するインボイス要件を記載した通知書面を交付するとともに、取引年月日はお手元の通帳等(口座履歴)を保存していただくことでインボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。
5. 窓口で受付した企業別口座振替手数料はインボイス対応した手数料受取書等を交付します。また、預金口座振替に関する契約書において不足するインボイス要件を記載した通知書面を交付するとともに、取引年月日はお手元の通帳等(口座履歴)を保存していただくことでインボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。
6. ATM、両替機でのお取引につきましては、いずれのお取引も手数料が税込3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当するため、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。そのため、ATM、両替機から出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承下さい。
7. 貸金庫利用料につきましては、貸金庫利用申込書において不足するインボイス要件を記載した通知書面を交付するとともに、取引年月日はお手元の通帳等(口座履歴)を保存していただくことでインボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。

当組合のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせ下さい。

以上